

# 富士トラムよりも交通弱者対策を

2月県議会では地域公共交通の課題について取り上げました

## 富士トラム構想 未だ車両調達の目途立たず

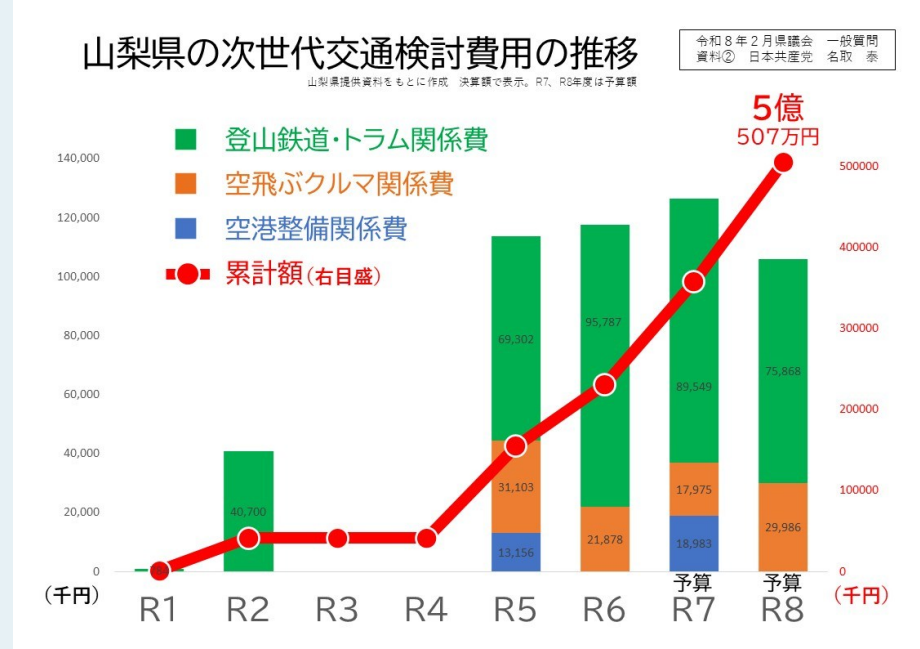
長崎知事が富士山登山鉄道構想を断念し、代わりに打ち出した富士トラム(ゴムタイヤで走る路面電車)ですが、国内メーカーの車両調達のめどが立たず、計画していた中国製車両を使ったデモ走行も延期。代わりにヨーロッパの会社に、これから車両の開発を働きかけるという状況です。

このように車両の調達さえできるかもわからないのに、今度はトラムと合わせて、富士山の麓から五合目までの電気・通信整備のために、調査・検討費用が8年度予算に盛り込まれました。五合目の電源確保はトラムとは切り離して行なうべきです。

## 実現の目途のない事業の検討に5億円

県は富士トラム構想をはじめ、空飛ぶクルマや空港整備など次世代型交通の検討をすすめています。いずれの政策も実現の目途は立っていません。

これらの政策の検討費用は、最近では毎年1億円以上をかけ、8年度予算まで含めると5億円を超えます(右上図)。実現の目途もない事業の検討費用に税金を費やすことは問題です。



## 求められる交通弱者対策への支援

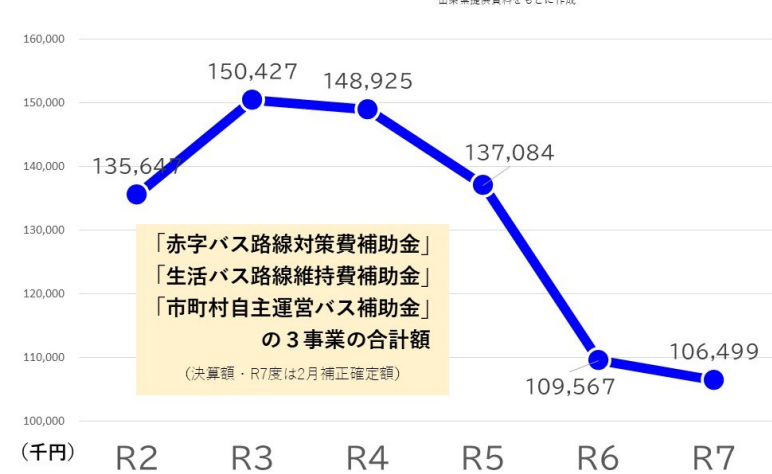
一方で、県内の市町村が取り組んでいる市町村内のデマンド型交通など、交通弱者のための地域公共交通の整備を、県がもっと支援することが求められます。また、「市外の総合病院に行くのに、本数が少なく、時間が合わない。料金が高くなる」という声もあることから、市町村間を結ぶ路線バスや鉄道の維持・充実も必要です。

## 県のバス路線対策費は年々減少

では、地域公共交通を維持するための県の財政支援の状況はどうなっているのでしょうか。山梨県の「バス路線対策費」の推移をみると、「赤字バス路線対策費」など3つの補助金の合計額が、年々減ってきているのが実態です(左図)。赤字分を補填するという補助金の交付要綱を改定し、補助額や補助対象を拡大する必要があります。

トラムや空飛ぶクルマよりも、今、県民が求めていることに取り組むべきと考えます。

## 山梨県の「バス路線対策費」の推移 (千円)



## 【主な活動】

### 12月

- 4日 12月議会開会
- 9日 県議会経済活性化政策提言委員会
- 12日 県議会一般質問で派閥連質問
- 16日 県議会総務委員会
- 19日 12月議会閉会

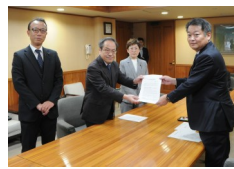
### 1月

- 6日 県議会新年互例会
- 11日 南アルプス市消防団出初式
- 13日 県議会総務委員会県内視察

- 22日 知事へ来年度予算要望書提出

### 2月

- 3日 県議会臨時会
- 7日 南アルプス市十日市祭典来賓
- 10日 県議会議員研修会 予算説明会
- 14日 豊地区分館祭り来賓
- 17日 県議会経済活性化政策提言委員会 2月議会開会
- 24日 県議会全員協議会



- 28日 南アルプス市戦没者慰霊祭

### 3月

- 1日 巨摩高校卒業式来賓 同定時制卒業式来賓
- 2日 県議会一般質問
- 3日 県議会総務委員会
- 9日・10日 県議会総務委員会
- 23日 2月県議会閉会
- 29日 南アルプス桃源郷マラソン来賓



県議会2月定例会での一般質問の様子を動画でご覧ください。右の2次元コードをスマホなどで読み取るか、山梨県議会のホームページからもご覧いただけます。



その他の活動報告など、すべての情報は「名取やすし」公式ホームページでご覧いただけます。メッセージフォームからご意見もお寄せいただけます。

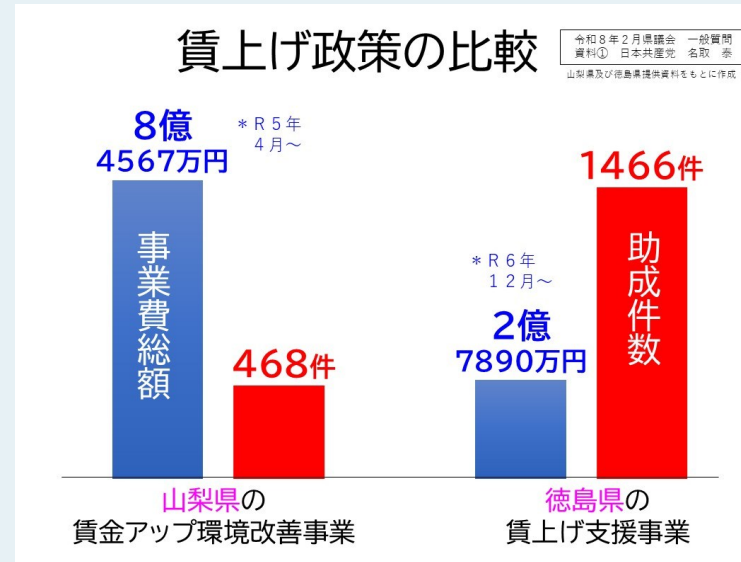
Google 名取やすし



# 県民の暮らし応援、子どもの学びの環境充実を

2期目の最終年度を迎えた山梨県の長崎幸太郎知事ですが、この7年間、労働者の実質賃金は減少し、高齢者の年金も物価高騰で実質目減りしています。県の県民意識調査でも「暮らし向きが悪くなった」との回答が増加しています。

一方、県税収入は約180億円伸び(令和6年度決算)、県の主要3基金も同期間に約240億円増えています。税金や基金は増えたけれど、県民生活は厳しくなっているのが実態です。税金は、もっと県民に還元すべきではないでしょうか。その立場から議会で質問しました。



## 実現しました

## 経営が大変な医療・福祉施設へ4回目となる支援金を支給

山梨県として4回目となる医療、介護、福祉の施設への支援金が実現しました(昨年12月議会の追加補正予算)。公定価格で収入が決まるこうした施設の経営状況は更に厳しくなっていることから、繰り返し県議会で取り上げてきました。今回は、過去3回を上回り、最大の規模となっています(右図)。

合わせて、支援金の申請方法を簡易にするように求め、「利用者数など必要最小限の情報のみで申請できるようにする」との答弁がありました。

病院が存続できるかは、県民の命に関わります。介護施設や保育所などは、高齢者や子どもの生活に直結しています。引き続き、こうした施設を支援するように求めています。



山梨県議会2月定例会で一般質問しました。(3月2日)

## 実現しました

## 特別支援学校の体育館にエアコン設置 他の県立高校にも設置を検討

昨年、県立高校や特別支援学校の体育館の視察を行ない、気化式冷風機ではなくエアコンの設置を求めてきました。2月議会での質問に対し、教育長は気化式冷風機の効果は限定的だと認め、特別支援学校の体育館へエアコンを設置する計画を示しました。令和8～10年度の3年間で実施するとしています。

合わせて、その他の県立高校の体育館へもエアコン設置を進めるべきと求めたのに対して、「まず特別支援学校を優先し、その後、県立高校への設置も検討していく」との答弁がありました。

## 提案しました

## 中小・小規模事業者も利用しやすい 賃上げ支援金を山梨県でも実施を

抜本的な賃上げには中小企業・小規模事業者への支援が欠かせません。しかし、山梨県の賃金アップ環境改善事業費補助金は、企業の設備投資を前提にしており、赤字や経営が大変な企業では使えません。

一方、徳島県など全国で広がっている賃上げ支援金は、賃上げした企業に対して労働者数に乗じて支援金を支給します。その効果を比較すると、制度を利用している企業数が山梨県の3倍です(左図)。本県でもこうした賃上げ支援金の具体化を提案しました。

## 山梨県の福祉施設等への支援金 (内訳)

対象施設	内容	R7年12月補正
高齢者・障害者施設、救護施設	入所	利用者一人あたり 66,000円 ※1
	通所	利用者一人あたり 17,000円
	居宅	1施設あたり 125,000円 ※2
医療機関	病院	1床あたり 156,000円 ※3
	診療所	1施設あたり 259,000円 ※4
	施術所等	1施設あたり 78,000円
	薬局	1施設あたり 58,000円
保育施設等	保育所等	児童一人あたり 2,000円
	児童養護施設等	児童一人あたり 28,000円

- ※1：障害者施設、救護施設の場合78,000円
- ※2：感染症法に基づく指定医療機関の訪問看護事業所の場合161,000円
- ※3：特別高圧電力を受電する医療機関の場合189,000円
- ※4：感染症法に基づく指定医療機関の場合445,000円

# 県有地めぐる裁判費用が2億8千万円超 いま何が問題になっているか

山梨県が富士急行に貸している山中湖畔の県有地の貸付料をめぐる、山梨県議会2月定例会には、新たに裁判費用として2件の追加補正予算が提案されました。これについて、「県有地の裁判で県が全面敗訴となったのに、また、裁判をするのか」「なぜ続けて裁判費用が出されたのか」という声が聞かれます。

一体何が起きているのか、何が問題なのか、県議会の質問で明らかになったことをお伝えします。

## 県有地問題～これまでの経過

山中湖畔の県有地について、長崎幸太郎知事はこれまでの貸付料が低く適正でなく、県有地を借り受けている富士急行側との契約は「違法無効」だと主張。同社に対して県が「適正」とする貸付料との差額総額約92億円を求め裁判で争いましたが、契約内容は有効だとして、2023年8月に控訴審で県側が全面敗訴となりました。

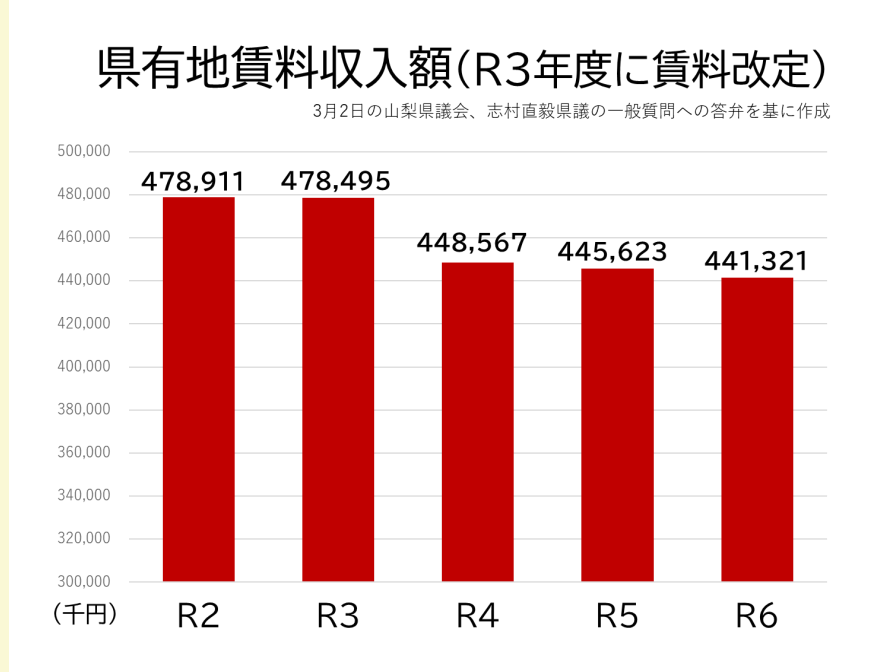
その後も貸付料の引き上げについて結論が出ず。県は2024年10月に甲府地裁に民事調停を申し立てました。その中で県は、富士急行側に対して、県有地内の別荘を転貸や新築する際に、それまでの契約書になかった「承諾料」の支払いの義務があることを主張し、富士急行がそれを認めるまでは別荘の転貸や新築の申請を認めず承諾を保留していました。

## 新たに2つの裁判費用が発生

これに対して富士急行は別荘のオーナーらに影響があるとして、対象となる61区画について甲府地裁に仮処分を申し立て、甲府地裁は今年1月に別荘の転貸などを承諾することを県に命じる仮処分決定を下しました。県は3月2日に、県議会に対して、追加の補正予算として、仮処分の『保全異議申立て』のための裁判費用約4700万円を提出。補正予算は県議会で賛成多数で可決しました。

その後、富士急行は3月10日、県が別荘の転貸や新築の申請を認めず承諾を保留していたことで損害が発生したとして、約10億円の損害賠償請求の裁判を提訴。県は3月23日の議会最終日に、損害賠償請求に対する『応訴』のための裁判費用約1750万円の追加補正予算を提出し、県議会で賛成多数で可決しました。

日本共産党は以下に示す問題点を指摘し、2つの補正予算に反対しました。



## 方針を転換し仮処分に保全異議の申し立て

長崎知事は2月3日の記者会見で、一旦は仮処分を受け入れる姿勢を示しました。その後、複数の弁護士事務所にご相談したところ、「仮処分決定に対して反論する余地がまだある」などの指摘があり、これを検討した結果、仮処分の内容を不服として、裁判所に保全異議の申し立てを行なうことにしたと説明しています。

しかし、承諾料の請求が認められるように主張するにしても、すでに行なっている調停の中で解決すればよいことであり、新たに異議の申し立てを行なう必要があるかは疑問です。

## 損害賠償請求の要因も「承諾料」

仮処分をめぐる係争に続いて、損害賠償請求の係争にも発展した要因は、やはり県有地の承諾料です。

これまで富士急行との間で、賃貸借契約に基づき長年続けてきた内容を変えて、新たに承諾料の支払い義務を求めるのは明らかに契約の変更にあたります。契約の変更については話し合えばよいことですが、結論がでるまでは従前の内容が継続されることは契約の慣行上当たり前のことです。それを県の側が承諾の申請を認めないで相手方の事業を滞らせ、損失を生じさせることは取引の慣行に沿わないものであり、相手方との信頼を自ら損なわせるものです。先の裁判所の

## 山梨県が県有地をめぐる富士急行との司法手続きに要した主な費用

	司法手続きの種類	項目	支払先	金額(円)
R 3 年	富士急行に対する損害賠償請求第一審	着手金・実費	A 弁護士	143,200,473
		反訴手数料	甲府地裁	15,329,000
R 4 年	富士急行に対する損害賠償請求控訴審	実費	A 弁護士	45,454
		控訴手数料	東京高裁	28,710,000
R 5 年	任意交渉	着手金	B 弁護士	2,200,000
R 6 年	訴訟費用額確定処分 民事調停	敗訴に伴う訴訟費用	富士急行	8,670,363
		着手金・実費	B 弁護士	23,081,200
R 8 年	仮処分への対応	着手金	B 弁護士	2,388,482
	仮処分保全異議申立て	着手金・実費	C 法律事務所	47,105,740
	富士急行からの損害賠償請求への応訴審	着手金・実費	C 法律事務所	17,531,345
合計額 (R 8 年 3 月時点)				288,262,057

山梨県から提出された資料を基に作成

仮処分命令も、その県の対応を「権利の濫用」と指摘しました。

## 損害賠償請求を避けるチャンスはあった

県は富士急行から突然、損害賠償請求が出されたと説明しています。しかし、県が別荘の新築や改修を認めず保留し続けて来たことで、富士急行や別荘の所有者、新規の契約希望者などに、どのような損失が生じているかは把握できたはずで

す。議会最終日、日本共産党の菅野県議が「過去に富士急行側から、このままでは損害賠償請求もあり得ると言われていなかったのか」と質したのに対し、県の担当者も、何度もその考えが示されていたことを認めました。それならば、県が仮処分命令の保全異議の申し立てを行なったことも、損害賠償請求の要因になり得ることは想定できたはずで

## 多額の裁判費用の一方、賃料収入は減少

県では、富士急行との間だけでなく、他の県有地についても賃料改定を進める方針で、令和3年度に賃料改定を行ないましたが、賃料改定後の賃料収入は年々減少しています(上左図・富士急行との山中

湖畔県有地は除く)。一方で賃料改定に係る裁判費用は、今回の仮処分の保全異議の申し立てと応訴に伴う弁護士費用を含めると、2億8千万円を超えます(上右表)。

知事は「県民利益のため」に賃料改定を行なうと力説しますが、改定後の賃料収入が減少する一方で、裁判費用に多額の税金を費やしているのは、県民の利益にならないのではないのでしょうか。

## 解決のために必要なことは

日本共産党は長崎知事が就任する以前から、富士急行への県有地の貸付料については、契約に基づいて話し合いを行ない見直すように求めてきました。しかし、長崎知事がそれまでの県の態度を転換し裁判をおこなった際には、県と富士急の間での契約書で決定された貸付料を、県が「違法無効」と言っても、認められるはずがないと指摘し反対しました。そして、結果は県の全面敗訴となりました。

現状を解決するためには、まずは仮処分を受け入れることが必要です。また損害賠償請求についても、県が承諾の保留によって損失を与えてきたことを謝罪すること。そして、承諾料の請求については白紙に戻し、話し合いの条件を整えることが必要です。そうしてこそ、問題の解決に向けて、新たな道が開かれるのではないのでしょうか。



## 米軍機の空中給油訓練 明確に飛行の中止求めるべき

山梨県上空で米軍機による空中給油訓練が繰り返されている問題で、2月県議会では空中給油訓練の中止を国に要請することを求めた市民団体の請願が賛成少数で不採択とされました。それに代わり、議員提案の「米軍機による飛行等に関する意見書」が賛成多数で可決されました。

空中給油訓練をめぐる問題は、2018年に高知県沖で

米軍の戦闘機と空中給油機が接触し墜落するなど事故が相次ぎ、日米間で陸地上空では行なわないとする取り交わしがされています。

総務委員会の審査では、請願の趣旨である「空中給油訓練の中止」を国や米軍に求めても、実現は極めて難しいと複数の議員が主張しました。そして、米軍に情報提供を求めることなどを盛り込んだ意見書案が提出されました。

しかし、県民の命を守る立場に立つのなら、明確に飛行の中止を求めることこそ必要です。その立場から、請願の採択を求めるとともに、議員提案の意見書には反対しました。



普通自転車専用通行帯

両方とも自転車の通行帯を示すものですが、「普通自転車専用通行帯」は道路交通法が適用され、自動車の通行が制限されます。



矢羽根型路面標示

## 自転車の反則切符適用 十分な周知を

4月1日から自転車の運転の際にも反則切符(青切符)が適用されることになりました。それに先立つ2月県議会の総務委員会で、警察本部に対して取り組みの考えを確認しました。

警察本部からは青切符導入後も、自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」の立場で対応し、ルールを理解してもらうようにすること。その上で、「悪質・危険な違反」が繰り返される場合は検挙する考えが示されました。

また、「普通自転車専用通行帯」や「矢羽根型路面標示」など、新しい道路標示が導入されていることから、自動車の運転手にも通行の際のルールを周知するように求めました。